

# Kitara Club 会員規約

(名称)

第1条 この会の名称は「KitaraClub」という。

(目的)

第2条 KitaraClubは音楽を愛し、芸術文化に広く関心を持つ人々によって構成され、札幌コンサートホールKitaraを支援し、その事業に参加することにより地域文化の活性化に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 会員とは、KitaraClubの目的に賛同し、本規約を承認のうえ、KitaraClubが定める方法により入会の申込みを行い、入会金・年会費を納めた者をいう。

2 会員資格(法人会員を除く。)は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会員証)

第4条 会員には会員証を発行する。

(入会金および年会費)

第5条 会員は、別に定める会費をKitaraClubが毎年指定する期日までに支払うものとする。ただし新たに会員となる者の当該年度における年会費は、入会金とともに入会時に支払うものとする。

2 KitaraClubから通知する期間に退会の申し出がない場合は、自動的に1年間継続とみなし、次年度会費を支払うものとする。

3 前項による年会費の支払いがない場合、会員は会員資格を失うものとする。

種別	金額
個人	3,000円
家族	5,000円
ゴールド	30,000円
入会金	500円

※入会金が10~3月の場合、初年度年会費は個人1,500円、家族2,500円。  
更新年会費は通常どおり個人3,000円、家族5,000円とする。

種別	金額	備考
法人	団体	10,000円
	維持	50,000円
	ゴールド	200,000円
		入会月から1年間の会員資格

(消費税込)

(会員サービス)

第6条 会員にはコンサート情報等を配布する。

2 会員は、KitaraClubが指定する公演について、指定する場所と方法でチケットを一般発売開始前の指定日に、先行して予約もしくは購入することができる。

3 会員は、予約もしくは購入したチケットについて取消および変更はできないものとする。

4 会員に対して実施するサービスについては、KitaraClub所定の方法で会員に通知することとし、会員は、所定の方法により利用することができるものとする。

(代金の支払い)

第7条 年会費、チケット購入等の支払い方法は、全額一括払いとする。

2 代金の支払いは、現金もしくは会員が指定した口座からの口座振替、その他KitaraClub所定の方法によって、支払うものとする。

(会員証の紛失、盗難)

第8条 会員は、会員証を紛失または盗難にあった場合には、ただちにKitaraClubに届け出るものとする。

2 会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員またはKitaraClubに損害が生じた場合は、会員がその損害の責任を負うものとする。

3 会員証を再発行する場合は、所定の手数料(入会金相当)を要するものとする。

(届出事項の変更等)

第9条 会員は、氏名、住所、郵送先、口座等申請事項に変更が生じた場合には、ただちにKitaraClubに届け出るものとする。

2 前項の届け出がない場合、KitaraClubからの通知、その他のものが遅延し、または到着しなかったとしても、異議を申し立てられないものとする。

(退会等)

第10条 会員は任意に退会できるものとする。この場合はKitaraClubに連絡のうえ会員証を返却し、KitaraClubに対する残債務を完済するものとする。ただし、支払い済の入会金・年会費については返還しないものとする。

2 会員が虚偽の申告や、支払いの催告にもかかわらず支払いを怠るなど、本規約に違反する場合およびその他KitaraClubの運営上支障がある場合は、会員資格を取り消すことができるものとする。

(役員と任期)

第11条 KitaraClubには、次の役員をおく。

●幹事……20名を超えない範囲(うち会長を1名、副会長を若干名とする)

●監事……2名

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員を選出)

第12条 幹事及び監事は、KitaraClub会員の中から札幌コンサートホール支配人が委嘱し、会長、副会長は幹事による互選とする。

(役員職務)

第13条 役員職務は次のとおりとする。

(1)会長はKitaraClubを代表し、その運営を統括する。

(2)副会長は会長を補佐し、必要のある時はその職務を代行する。

(3)監事はKitaraClubの業務、会計を監査する。

(4)幹事は、幹事会を構成する。

(顧問)

第14条 必要に応じてKitaraClubの運営に指導と助言を得るため、若干名の顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。

(会議)

第15条 幹事会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を審議する。また、会長は、必要に応じて臨時幹事会を招集することができる。

(1)事業計画および収支予算

(2)事業報告および収支決算

(3)役員を選出

(4)その他KitaraClubの運営に関する事項

2 この幹事会は、幹事現任数の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開くことはできないものとする。ただし、当該議事について、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

(事務局)

第16条 札幌コンサートホール内にKitaraClub事務局をおき、KitaraClubの運営に関する会計および事務の取扱いは、KitaraClub事務局が行うものとする。事務局には、事務局長および事務局員をおく。

(会計)

第17条 KitaraClubの運営に要する経費は、会費収入、利息収入、雑収入、その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(裁判管轄)

第18条 この規約に関する訴訟は、KitaraClubの所在地を管轄する裁判所とする。

(規約の変更)

第19条 本規約を変更する場合には、KitaraClubから会員に通知する。

附則 この規約は平成8年11月27日から適用する。

この規約は平成11年4月1日から適用する。

この規約は平成19年4月1日から適用する。

この規約は平成26年4月1日から適用する。

この規約は平成26年7月15日から適用する。

この規約は令和4年9月1日から適用する。



Kitara Club 事務局 (Kitara チケットセンター)

〒064-0931 札幌市中央区中島公園 1-15 札幌コンサートホール内  
Tel 011-520-1234 (10:00~18:00)

※札幌コンサートホール休館日は営業いたしませんのでご了承ください。